（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務
公募型プロポーザル方式実施要領

（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務（以下、「本業務」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、本市の（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）及び吹田市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）の策定等に対する支援業務を委託するものです。

契約候補者の選定に当たっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画書等の提案を募集し、この提案を一定の基準で審査し契約候補者を特定する公募型プロポーザル方式により、以下のとおり実施します。

1　業務の概要

項　目	内　　容
業務名称	（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務
業務内容	（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照してください。
履行期間	契約の締結日から平成28年3月31日までの間
予算限度額	金5,379,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 上記価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	契約金額が500万円以上で吹田市財務規則第115条第1項第6号に該当しない場合、契約金額の100分の5を契約保証金とします。

2　参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

（1）本市の平成27年度競争入札参加有資格者名簿登載業者であること。
（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
（3）実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、本市から指名停止処分を受けていないこと。
（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加資格の再認定手続を完了していること。
（5）大阪府内又は隣接府県内に本社又は支店等を有する者であること。
（6）実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
（7）これまで、国又は地方公共団体において、総合戦略及び人口ビジョンの策定と類似の業務に実績を有すること。
（8）上記（7）の業務において、総括責任者又は主担当者として業務を行った実績を有する人員を、当該業務に従事させること。
（9）本業務において、充分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3　スケジュール概要

項番	手続き等	期限等
1	実施要領等の公表 （募集開始）	平成27年4月15日（水）
2	実施要領等の配布	平成27年4月15日（水）～4月22日（水）
3	参加表明書の受付	平成27年4月15日（水） ～4月22日（水）午後5時30分必着
4	質疑書の提出	平成27年4月15日（水） ～4月23日（木）午後5時30分必着
5	質疑書の回答	平成27年4月28日（火）
6	提案書類の提出	平成27年4月28日（火） ～5月1日（金）午後5時30分必着
7	第1次審査（書面審査） 結果通知	平成27年5月14日（木）
8	第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	平成27年5月19日（火）
9	第2次審査結果通知	平成27年5月22日（金）予定
10	契約内容の調整、仕様書の確定	平成27年5月28日（木）予定
11	契約書の締結	平成27年6月1日（月）予定

4　提案募集の概要及び日程

（1）　提案募集の名称

（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務に関する提案募集

（2）　提案募集方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が予算限度額の上限を超えないものについて、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、評価を行います。

（3）　発注者及び提案募集事務局

ア　発注者

吹田市長　　井上　哲也

イ　提案募集事務局

吹田市役所 行政経営部 企画政策室

〒564-8550　吹田市泉町1丁目3番40号　高層棟5階

℡06-6384-1605（直通）

担当者：堀、北澤、中嶋

メールアドレス：kikakubu@city.suita.osaka.jp

（4）　提案募集要領等の配布

ア　配布期間

平成27年4月15日（水）から平成27年4月22日（水）まで

イ　配布方法

提案募集要領等は、吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「部課名で探す」→「企画政策室」→「新着情報」）からダウンロードして使用すること。

ウ　配布資料

（ア）　本業務公募型プロポーザル方式実施要領

（イ）　本業務仕様書

（ウ） 本業務公募型プロポーザル審査基準
（エ） 本業務に関する提案についての提出書類等

（５） 参加表明書等の提出

ア　提出書類

（ア）参加表明書（様式1）
（イ）会社概要書（様式2）
（ウ）類似契約実績書（様式3）及び契約書写しなど
（エ）事業者定款（様式自由）
（オ）事業者の概要が分かるパンフレットなど（様式自由）

イ　提出期間

平成27年4月15日（水）から平成27年4月22日（水）午後5時30分まで

ウ　提出場所

提案募集事務局

エ　提出部数

各1部（下記の順番で、左上をホッチキス止めしてください。）

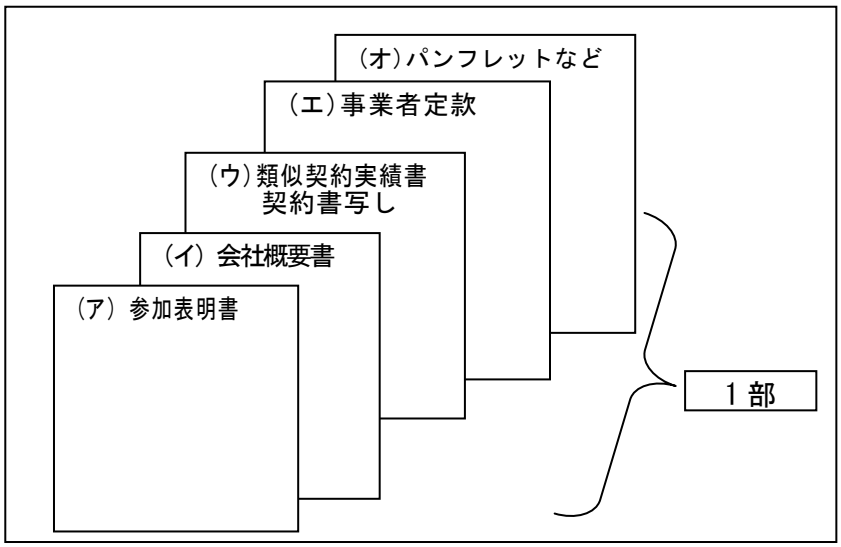

オ　提出方法

（ア） 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

（イ） 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

カ　参加資格がないと判断した場合は、平成27年4月27日（月）までに通知します。

（６） 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア　提出書類

質疑書（様式4）

イ　提出期間

平成27年4月15日（水）から平成27年4月23日（木）午後5時30分まで

ウ　提出場所

提案募集事務局

エ　提出方法

（ア） 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

（イ）電子メールの場合

件名は「（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務に関する質問（事業者名）」としてください。

オ　質問回答日

平成27年4月28日（火）

参加表明書を提出した者の質問に対して、吹田市行政経営部企画政策室ホームページに回答を掲載します。

（７） 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し、提出してください。

ア　提出書類

（ア） 提案書【表紙】（様式5）

（イ） 企画書（様式自由）

（ウ） 見積書（様式自由）及び内訳書（様式自由）

（エ） 工程計画表（様式自由）

（オ） 業務実施体制調書（様式6）

（カ） 業務責任者実績書（様式7）

イ　提出期限

平成27年4月28日（火）～5月1日（金）午後5時30分まで

ウ　提出場所

提案募集事務局

エ　提出部数

提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、左上をホッチキスで止めて、提出してください。

オ　提出方法

持参してください。

祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

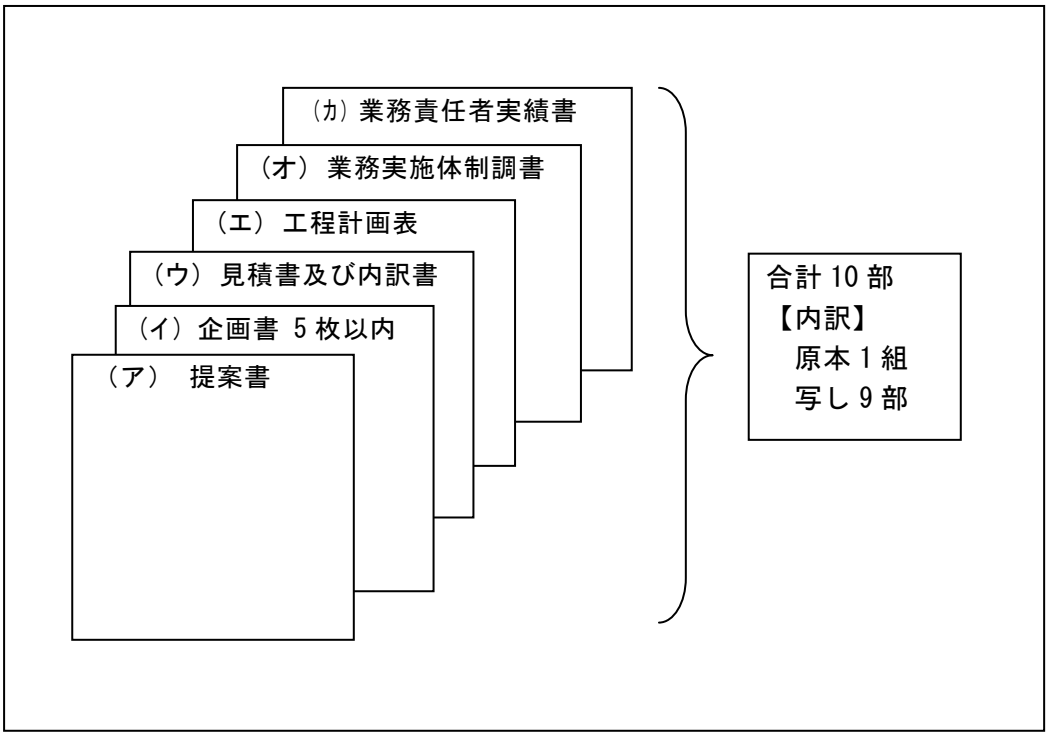

カ　提案書等（様式自由）に関する留意事項

（ア） 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。

（イ） 上記（７）ア（イ）から（オ）における記載事項は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。

（ウ） 上記（７）ア（イ）は、5枚以内とします。

（エ） 用紙の規格はＡ4判、両面印刷で、横書きとします。

（オ） 文字サイズは、12ポイント以上とします。

（カ） 左上には、必ず参加者番号を入れ、左綴じでホッチキス止めとします。

（キ） 提出書類への鉛筆書きによる記載及び見積金額範囲外の提案は認めません。

（ク） 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

（８） 提案の無効に関する事項

次の一に該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア　受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ　所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ　提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ　正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。

オ　その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

５　事業者の選定

「（仮称）吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査会」という。）において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。審査会において、合計点の順位により優秀者と次

点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1事業者であっても審査し、適否を判断します。

（１） 審査の方法及び留意事項

ア　審査会において、企画提案者の提案について書類審査による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位5者を第2次審査の対象者として選定します。

イ　第2次審査は、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、第2次審査の合計点数の総計が最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点のものを次点者とします。

ウ　最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、審査委員の投票により決定します。

エ　第1次審査、第2次審査の合計得点が6割を超えない場合は失格とします。

オ　1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

カ　審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。

（２） 第1次審査（書類審査）通知

平成27年5月14日（木）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

（３） 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、第1次審査（書類審査）の原則合格者5者を対象とし、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア　実施予定日

平成27年5月19日（火）※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。

イ　時間配分

各事業者25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

ウ　その他

（ア） 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

（イ） パワーポイントの利用は可とします。

（ウ） コンピューターは自身で用意してください。

（エ） プレゼンテーションの出席は、3名までとします

（オ） 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

（４） 第2次審査の結果通知

第2次審査の結果は、平成27年5月22日（金）（予定）に電子メールにより通知し、書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

６　契約について

（１） 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と、本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整のうえ決定します。

（２） 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

（３） 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、減額又は免除することがあります。

7　その他

（1） 提案募集に参加する場合は、本業務公募型プロポーザル方式実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。

　また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持してください。

（2） 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル方式実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

（3） 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

（4） 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。

（5） 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（6） 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

（7） 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

（8） 提出された書類は一切返却しません。